

平成 29 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

荒川区監査委員

29 荒監第 194 号
平成 30 年 3 月 29 日

荒川区長 殿
荒川区議会議長 殿

荒川区監査委員 岩下嘉之
同 小川秀行
同 北城貞治

平成 29 年度財政援助団体等監査結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体等（補助金等交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者）の監査を行ったので、同法同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出します。

1 実施期間

平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 2 月 1 日まで

2 監査対象等

監 査 対 象		財政的援助 等内容
団 体 等	関 係 部	
医療法人財団 竹栄会 (けんち石浜ガーデン)	福祉部	補助金
社会福祉法人 すかい (スクラムあらかわ)	福祉部	補助金
黒川学園 (黒川幼稚舎)	子育て支援部	補助金
学校法人 柏こぼと学園 (ワタナベ学園)	子育て支援部	補助金
社会福祉法人 三樹会 (にじの森保育園)	子育て支援部	補助金 負担金
荒川区職員互助会	管理部	交付金
公益財団法人 荒川区自治総合研究所	総務企画部	出損金 補助金
学校法人 道灌山学園 (西日暮里ふれあい館)	区民生活部	指定管理者
ニッコトラスト・東京パワーテクノロジープロジェクト (荒川区立清里高原ロッジ・荒川区立清里高原少年自然の家)	地域文化スポーツ部	指定管理者
社会福祉法人 上智社会事業団 (荒川区立南千住保育園)	子育て支援部	指定管理者

3 監査の観点、範囲、監査日及び監査の結果

監査の観点、範囲、監査日及び監査の結果は、対象団体別に示すとおりである。

監査報告書に記載するに至らない事項については、その都度注意した。今後の執行に当たっては十分に検討し、注意して取り組まれない。

財政援助団体等を所管する各部署においては、事務事業執行のより一層の適正化と効率化に向けて、各団体へ適切な指導及び助言について努められたい。

対 象 団 体 別 目 次

		頁
1	医療法人財団 竹栄会 (けんち石浜ガーデン)	1
2	社会福祉法人 すかい (スクラムあらかわ)	3
3	黒川学園 (黒川幼稚舎)	5
4	学校法人 柏こぼと学園 (ワタナベ学園)	7
5	社会福祉法人 三樹会 (にじの森保育園)	9
6	荒川区職員互助会	11
7	公益財団法人 荒川区自治総合研究所	13
8	学校法人 道灌山学園 (西日暮里ふれあい館)	15
9	ニッコトラスト・東京パワーテクノロジープロジェクト (荒川区立清里高原ロッジ・荒川区立清里高原少年自然の家)	17
10	社会福祉法人 上智社会事業団 (荒川区立南千住保育園)	19

1 医療法人財団 竹栄会 (けんち石浜ガーデン)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

医療法人財団竹栄会（平成11年2月16日設立。以下「竹栄会」という。）は、事務所を東京都荒川区南千住三丁目9番3号に置き、科学的でかつ適正な医療及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及するため、診療所及び介護老人保健施設の経営、介護保険法に規定する事業の運営を行っている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、高齢者福祉の向上を図ることを目的として、荒川区高齢者プラン及び地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の規定による整備計画に基づき、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護等事業所を新たに建築する際の施設整備に要する費用の一部を、荒川区認知症高齢者グループホーム整備費補助要綱及び荒川区小規模多機能型居宅介護等事業所等整備費補助要綱に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

竹栄会は、荒川区南千住三丁目22番5号に認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護等事業所のけんち石浜ガーデンを設置し、平成29年10月1日にサービスを開始した。なお、補助金の支出は、平成28、29年度の2か年にわたって執行されている。（平成28年度は、進捗率40%）

けんち石浜ガーデンの施設概要は、次表のとおりである。

階	延床面積	補助対象事業区分	主な施設	定員
5	136.58㎡	認知症高齢者 グループホーム	個室、トイレ、玄関、多目的コーナー等	9名
4	161.15㎡		個室、食堂、居間、トイレ、玄関、事務室等	
3	136.58㎡		個室、トイレ、玄関、多目的コーナー等	9名
2	166.61㎡		個室、食堂、居間、トイレ、玄関、事務室等	
1	161.39㎡	小規模多機能型 居宅介護事業所	個室、食堂、玄関、相談室、事務室等	(注)
計	762.31㎡			—

(注) 小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員は、登録定員は、25名、通所定員は1日当たり14名、宿泊定員は、1日当たり4名である。

3 区との財政援助等の関係

区は、竹栄会に対して、けんち石浜ガーデンの創設に当たり、工事費等の一部について補助金を交付している。

このほか、介護保険施設等における食費居住費等に係る補助金、介護サービス事業所人材育成事業補助金を交付している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 竹栄会

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 福祉部

ア 竹栄会に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成28年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 竹栄会 平成30年1月31日（委員監査・事務監査）

(2) 福祉部 平成30年1月31日（委員監査・事務監査）

第3 監査の結果

平成28年度の区補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
荒川区認知症高齢者グループホーム整備費補助金	40,800,000	40,800,000	0
荒川区小規模多機能型居宅介護等事業所等整備費補助金	17,780,000	17,780,000	0

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、福祉部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、事案決定において一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭で注意し、今後の事務処理を指導した。

2 社会福祉法人 すかい (スクラムあらかわ)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人すかい(以下「すかい」という。)は、事務所を栃木県日光市足尾町2084番地に置き、昭和59年12月12日に設立した社会福祉法人であり、障害者支援施設や共同生活援助事業所、地域生活支援施設等を運営し、障害者と高齢者の生活を総合的に支援している。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、区内に居住する障害者の地域生活を包括的に支援し、もって障害者の福祉の向上を図ることを目的として、障害者地域生活支援施設運営費補助金交付要綱に基づき、すかいが運営する施設の運営に要する経費の一部を補助している。

(2) 補助事業の内容

すかいは、障害者地域生活支援施設として荒川区町屋六丁目28番13号に「スクラムあらかわ」を建設し、次の事業を行っている。

ア 障害福祉サービスとして共同生活援助事業、短期入所事業

イ 地域生活支援事業として、地域活動支援センター、日中一時支援事業、施設入浴事業、移動支援事業、相談支援事業

区は、施設運営に伴う経費のうち、看護師等人件費、生活支援補助員人件費及び短期入所用居室経費を対象として補助金を交付している。

表 施設概要及び事業名、定員数

階	延床面積	事業名		定員
6	131.63㎡	(管理施設)		
5	333.31㎡	障害福祉サービス事業	共同生活援助事業	8名
4	436.84㎡			10名
3	436.84㎡		短期入所事業	12名
2	480.68㎡	地域生活支援事業	日中一時支援事業(トワイライトサービス)	15名
			施設入浴事業	
1	460.32㎡		地域活動支援センター	15名
			指定相談支援事業・移動支援事業(車両移送型)	
B1	41.91㎡	(受水槽)		
計	2,321.53㎡			

(3) 施設の職員体制

スクラムあらかわの職員体制は、施設長1人、施設長補佐1人、常勤職員22人、非常勤職員17人である。

3 区との財政援助等の関係

区は、すかいに障害者地域生活支援施設の運営費に対する補助金を交付している。また、区有地を無償貸与するとともに、地域生活支援事業の委託を行っている。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) すかい

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 福祉部

ア すかいに對する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成28年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) すかい 平成30年1月23日(事務監査)

(2) 福祉部 平成30年1月23日(事務監査)

第3 監査の結果

平成28年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位:円)

区分	交付額	確定額	返還額	
障害者地域生活支援施設 運営費	45,055,302	40,047,182	5,008,120	
内訳	看護師等 person 費	23,765,984	21,395,968	2,370,016
	生活支援補助員 person 費	12,289,318	10,950,999	1,338,319
	短期入所用居室経費	9,000,000	7,700,215	1,299,785

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

3 黒川学園 (黒川幼稚舎)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

黒川学園黒川幼稚舎（以下「黒川幼稚舎」という。）は、昭和30年4月、荒川区三河島に黒川幼稚舎を開園し、現在、3歳児から5歳児までを対象に幼稚園類似幼児施設を運営している。

黒川幼稚舎は、理事長黒川信一郎（平成29年9月1日黒川信太郎に変更）が個人事業主（屋号：黒川幼稚園）として運営しており、併せて速算塾と学習塾を営んでいる。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、黒川幼稚舎に対して、幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする施設の運営費等への補助のほか、園児等の安全確保を目的とする安全対策事業への補助を行っている。

(2) 補助事業の内容

- ア 荒川区幼稚園類似の幼児施設教育振興事業費補助金
- イ 荒川区私立幼稚園等教育環境整備補助金
- ウ 荒川区私立幼稚園等預かり保育事業費補助金
- エ 荒川区私立幼稚園等安全対策事業費補助金

(3) 施設の職員体制及び園児数等

黒川学園の職員体制は、理事長1名、副理事長1名、園長1名、主任1名、副主任1名、教員12名及びその他の職員3名で構成されている。

園児数及び学級数は、次表のとおりである。

表 園児数及び学級数

(平成28年5月1日現在)

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
園児数	85名	79名	91名	255名
学級数	2学級	2学級	3学級	7学級

3 区との財政援助等の関係

幼稚園類似の幼児施設教育振興事業費補助は、東京都から運営費の補助を受けられない幼稚園類似の幼児施設を対象とする区独自の補助制度である。監査時点では、黒川幼稚舎が区内唯一の補助対象施設である。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 黒川学園

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

ア 黒川学園に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手続及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成28年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 黒川学園

平成30年1月22日（監査委員・事務監査）

(2) 子育て支援部

平成30年1月22日（監査委員・事務監査）

第3 監査の結果

平成28年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位:円)

区 分		交 付 額	確 定 額	返 還 額
教 育 振 興 補 助		11,730,000	11,730,000	0
私立幼稚園等教育環境整備補助		3,700,000	3,694,803	5,197
内 訳	教育環境整備費補助	3,500,000	3,500,000	0
	私立幼稚園教員研修費等補助	200,000	194,803	5,197
預かり保育事業費補助		1,057,000	1,057,000	0
安全対策事業費補助		624,200	624,200	0
内 訳	防犯カメラ	500,000	500,000	0
	110番非常通報機	124,200	124,200	0
合 計		17,111,200	17,106,003	5,197

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

4 学校法人 柏こぼと学園 (ワタナベ学園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

学校法人柏こぼと学園（以下「柏こぼと学園」という。）は、事務所を千葉県柏市十余二 287 番地の 270 に置き、昭和 61 年 4 月に設立し、教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことを目的に、学校や教育に附帯する事業として保育所を設置し、運営している。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、柏こぼと学園が運営する、保育所型認定こども園であるワタナベ学園（本園：荒川区町屋二丁目 15 番 5 号、分園：荒川区町屋二丁目 17 番 2 号いずみマンション）に対し、幼児教育・保育を一体的に行うことに要する経費の一部を補助している。

(2) 補助事業の内容

区は、ワタナベ学園の運営に対し、次の補助金を交付している。

- ア 荒川区私立幼稚園等教育環境整備補助金
- イ 荒川区私立幼稚園等預かり保育事業費補助金
- ウ 荒川区私立保育所の入所児等に対する助成
- エ 荒川区保育士等キャリアアップ補助金
- オ 荒川区保育サービス推進事業補助金
- カ 荒川区保育従事職員宿舍借上支援事業補助金
- キ 荒川区私立保育所口腔健康教育実施補助金
- ク 荒川区保育施設等における防犯カメラ等設置費補助

(3) 施設の職員体制及び園児数（平成 28 年 4 月現在）

ワタナベ学園の職員体制は、園長 1 名、副園長 1 名、総括責任者 1 名、施設長 1 名、保育従事職員 27 名、調理士 2 名、事務 1 名である。

園児数は、次表のとおりである。

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計
園 児 数	7名	16名	18名	32名	30名	29名	132名

3 区との財政援助等の関係

区は、柏こぼと学園に対して、ワタナベ学園の運営費に対し補助金を交付し、また、扶助費を支出している。そのほか、区内の認証保育所の運営費の一部に対し、補助金を交付している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 柏こぼと学園

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

ア 柏こぼと学園に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 28 年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 柏こぼと学園 平成 30 年 1 月 17 日 (事務監査)

(2) 子育て支援部 平成 30 年 1 月 17 日 (事務監査)

第3 監査の結果

平成 28 年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
私立幼稚園等教育環境整備補助金	3,700,000	3,526,000	174,000
私立幼稚園等預かり保育事業費補助金	1,580,000	1,580,000	0
私立保育所の入所児等に対する助成	11,640,630	11,640,630	0
保育士等キャリアアップ補助金	5,469,000	5,469,000	0
保育サービス推進事業補助金	2,192,000	2,192,000	0
保育従事職員宿舍借上支援事業補助金	463,610	463,610	0
私立保育所口腔健康教育実施補助金	39,188	39,188	0
保育施設等における防犯カメラ等設置費補助金	486,000	486,000	0
合 計	25,570,428	25,396,428	174,000

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

5 社会福祉法人 三樹会 (にじの森保育園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人三樹会（平成17年3月3日設立。以下「三樹会」という。）は、事務所を埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目17番22号に置き、認可保育所、認証保育所等を運営している。

2 補助事業等の概要

(1) 補助の目的

区は、児童福祉の向上を図ることを目的として、保育所の創設における施設整備に要する費用の一部を、荒川区保育所緊急整備事業補助金交付要綱に基づき補助するとともに、都立汐入公園内保育所の整備及び運営等に関する協定書に基づき負担金を交付している。

(2) 補助事業等の内容

三樹会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づく児童福祉施設で、子育てをしている保護者を支援して、子どもたちの健やかな自立を見守っていくことで地域の福祉に貢献することを目的として、荒川区南千住八丁目13番1号ににじの森保育園を設置し、平成29年4月1日に開園した。

にじの森保育園の施設概要は表①、認可定員は表②のとおりである。

区は、交付要綱に基づき保育園の整備に要する補助金を交付するとともに、協定書に基づくインフラ施設工事費及び公園占有料を負担している。

表① 施設概要

所在地	荒川区南千住八丁目13番1号
施設概要	鉄骨造 1階建 延床面積1,401.73㎡
	内訳
	①乳児室・ほふく室 160.13㎡
	②保育室・遊戯室 474.19㎡
	③調理室 55.16㎡
	④便所 46.24㎡
	⑤医務室 2.92㎡
⑥その他 663.09㎡	

表② 認可定員

区分	定員
0歳児	12名
1歳児	30名
2歳児	30名
3歳児	30名
4・5歳児	60名
合計	162名

3 区との財政援助等の関係

区は、三樹会に対して、にじの森保育園の創設に当たり、工事費の一部等について補助金を交付している。

このほか、私立保育園運営費の補助金交付及び、公営民営保育園の運営業務の委託料を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 三樹会

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

ア 三樹会に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 28 年度の補助対象事業及び負担金について実施した。

3 監査日

(1) 三樹会 平成 30 年 1 月 25 日 (監査委員・事務監査)

(2) 子育て支援部 平成 30 年 1 月 25 日 (監査委員・事務監査)

第3 監査の結果

平成 28 年度の区補助金及び負担金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
荒川区保育所緊急整備事業補助金	398,727,000	398,727,000	0
インフラ施設工事費負担金	16,343,100	16,343,100	0
都立汐入公園公園占有料負担金	11,305,872	11,305,872	0

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、子育て支援部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、補助金交付要綱において一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭で注意し、今後の事務処理を指導した。

6 荒川区職員互助会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区職員互助会（昭和27年4月1日設立。以下「互助会」という。）は、事務所を荒川区荒川二丁目2番3号（荒川区役所内）に置き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定に基づき設立された組織で、区職員相互の共済及び福利厚生を図ることを目的としている。

2 交付事業の概要

(1) 交付の目的

区は、事業者責任の一つとして、業務執行に必要な経費の一部を交付することにより、職員の生活の充実及び福利厚生を増進を図ることを目的としている。

(2) 交付事業の内容

互助会は、区から交付金を受けて次の事業を行っている。

- ア 共済給付に関すること。
- イ 会員の保養及び福利施設に関すること。
- ウ 貸付事業に関すること。
- エ 文化・体育事業に関すること。
- オ その他本会の目的達成に必要なこと。

(3) 組織

互助会は、事務局を区管理部職員課に置き、役員は名誉会長1名、会長1名、副会長2名、常任理事1名、理事20名、会計1名、会計監事2名、事務局職員5名（区職員兼職）をもって構成されている。

また、平成29年3月31日現在の会員数は2,531名である。

3 区との財政援助等の関係

区は、互助会に対し、交付金を交付している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 互助会

- ア 交付事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- イ 交付金に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 管理部

- ア 互助会に対する指導監督は適切か

イ 交付金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 28 年度の交付対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) 互助会 平成 29 年 12 月 15 日 (監査委員監査)、18 日 (事務監査)
- (2) 管理部 平成 29 年 12 月 15 日 (監査委員監査)、18 日 (事務監査)

第 3 監査の結果

平成 28 年度の区交付金事業実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
厚生事業費等	36,963,000	36,659,727	303,273

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

7 公益財団法人 荒川区自治総合研究所

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

公益財団法人荒川区自治総合研究所（以下「研究所」という。）は、事務所を荒川区荒川二丁目11番1号（荒川区役所北庁舎内）に置き、平成21年10月1日に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき一般財団法人として設立され、平成23年8月1日に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益財団法人の認定を受けた法人である。

(1) 設立目的

研究所は、荒川区が基礎自治体として政策形成力の向上及び質の高い区民サービスの提供を図るために、区が抱える課題等について多角的かつ中長期的な視点に立って調査研究を行い、区に対し政策提言等を行うことにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

(2) 主な事業

- ア 荒川区の課題等に関する調査研究及び助言・提言並びに政策立案支援
- イ 荒川区職員の人材育成に関する事業
- ウ 荒川区内外への調査研究結果・情報等の発信、交流に関する事業
- エ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 組織

研究所は、理事3名、監事2名、評議員3名、職員8名（常勤4名〔区派遣〕、非常勤4名〔財団固有〕）をもって構成されている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

研究所の安定的かつ適切な運営を図り、もって区の政策形成力の向上及び質の高い区民サービスの提供に寄与する。

(2) 補助事業の内容

研究所を管理運営するに当たって必要な事務、区の課題等に関する調査研究及び助言・提言並びに政策立案支援、区職員の人材育成に関する事業、区内外への調査研究結果・情報の発信、交流に関する事業、研究所の目的を達成するために必要な事業のうち、区長が認めたもの

3 区との財政援助等の関係

区は、研究所の基本財産として300万円を出捐しているほか、運営に関する補助金を交付している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 研究所

ア 事業運営は出捐目的及び補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 出捐金及び補助金等に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 総務企画部

ア 研究所に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成28年度の出捐金及び補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 研究所 平成29年12月15日（監査委員監査）、18日（事務監査）

(2) 総務企画部 平成29年12月15日（監査委員監査）、18日（事務監査）

第3 監査の結果

平成28年度の出捐金及び区補助金実績は、次表のとおりである。

(1) 出捐金

区から研究所に出損した300万円は、研究所の基本財産として運用していた。

(2) 補助金実績

(単位：円)

区 分		交 付 額	確 定 額	返 還 額
公益財団法人 荒川区自治総合研究所補助金		30,779,000	21,703,309	9,075,691
内 訳	職 員 人 件 費	20,041,000	16,767,423	3,273,577
	運 営 費	1,561,000	1,298,447	262,553
	調 査 研 究 等 事 業 費	9,177,000	3,637,439	5,539,561

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、研究所及び総務企画部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、財務会計処理において一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭で注意し、今後の事務処理を指導した。

8 学校法人 道灌山学園 (西日暮里ふれあい館)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

西日暮里ふれあい館の指定管理者である学校法人道灌山学園（以下「道灌山学園」という。）は、事務所を荒川区西日暮里四丁目7番15号に置き、昭和32年5月16日に設立された法人である。教育基本法及び学校教育法、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法に従い、私立学校を設置し学校教育を行うとともに、道灌山幼稚園、高松幼稚園、道灌山学園保育福祉専門学校を設置運営している。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 荒川区ふれあい館条例第2条に規定する事業に関する業務

イ 施設の使用及び使用料の収納に関する業務

ウ 施設、付属設備及び備品の管理保全（簡易な修繕及び整備を含む。）に関する業務

エ 施設内の清潔の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

オ 災害の防止に関する業務

カ 施設の経理に関する業務

キ 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

西日暮里ふれあい館の職員体制は、館長1名、常勤職員5名、非常勤職員11名である。

2 区との財政援助等の関係

区は、西日暮里ふれあい館（指定期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで）の指定管理業務に要する経費として指定管理料を支出している。

このほか、区は東日暮里ふれあい館の指定管理者として指定し、指定管理料を支出している。

また、私立幼稚園等教育環境整備費補助金、学童クラブ業務委託及び放課後子どもプラン業務委託料を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 道灌山学園

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか

イ 指定管理料に係る会計処理は、適正に行われているか

(2) 区民生活部

ア 道灌山学園に対する指導監督は適切か

イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

2 監査の範囲

平成 28 年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

(1) 道灌山学園 平成 30 年 1 月 17 日 (監査委員監査)

平成 30 年 2 月 1 日 (事務監査)

(2) 区民生活部 平成 30 年 1 月 17 日 (監査委員監査)

平成 30 年 2 月 1 日 (事務監査)

第 3 監査の結果

平成 28 年度の指定管理料の実績は次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	協 定 金 額	執 行 額	精 算 (返 還) 額
指 定 管 理 料	47,427,097	47,412,633	14,464
(注) 内・家屋修繕費	790,012	775,548	14,464

(注) 指定管理料の内、家屋修繕費の不用額については精算 (返還) することとされている。

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、道灌山学園及び区民生活部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、財務会計処理等において一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭で注意し、今後の事務処理を指導した。

9 ニッコクトラスト・東京パワーテクノロジープロジェクト (荒川区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家（以下「清里高原施設」という。）の指定管理者であるニッコクトラスト・東京パワーテクノロジープロジェクト（以下「清里高原施設プロジェクト」という。）は、株式会社ニッコクトラスト（以下「ニッコクトラスト」という。）及び東京パワーテクノロジー株式会社（以下「東京パワーテクノロジー」という。）の共同事業体である。

ニッコクトラストは事務所を中央区に置き、官公庁や民間事業所における食堂の受託経営や専門料理店の経営等を行い、東京パワーテクノロジーは事務所を江東区に置き、環境・エネルギー関連事業、尾瀬地域事業等の経営を行っている。

(1) 指定管理業務

- ア 清里高原施設利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- イ 清里高原施設利用料金の収納、減免及び還付に関する業務
- ウ 清里高原施設の施設及び附帯設備の維持管理並びに備品等の管理保全（簡易な修繕及び整備を含む）に関する業務
- エ 清里高原施設の運営に当たり、一般賄の他特別料理等の提供
- オ 清里高原施設の利用率アップのための各種企画事業の実施
- カ 清里高原施設の案内や利用の手引き等、印刷物の作成及び配布
- キ その他、区が必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

清里高原施設の職員体制は、管理人2名、食堂責任者1名、調理師2名、調理補助員3～8名である。

2 区との財政援助等の関係

区は、清里高原施設プロジェクトに対して、清里高原施設（指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで）の指定管理業務に要する経費として指定管理料を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 清里高原施設プロジェクト

- ア 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか

- イ 指定管理料に係る会計処理は、適正に行われているか
- (2) 地域文化スポーツ部
 - ア 清里高原施設プロジェクトに対する指導監督は適切か
 - イ 指定管理料の支出等手続は適切か

2 監査の範囲

平成 28 年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) 清里高原施設プロジェクト 平成 29 年 11 月 1 日～2 日(監査委員・事務監査)
- (2) 地域文化スポーツ部 平成 29 年 11 月 1 日～2 日(監査委員・事務監査)

第3 監査の結果

平成 28 年度の事業実績は、次表のとおりである。

表(1) 指定管理料実績

(単位：円)

区 分	協定金額	執行額	精算(返還)額
指 定 管 理 料	55,826,000	55,826,000	0
(注) 内・修繕費	2,000,000	2,132,479	0

(注) 指定管理料の内、修繕費の不用額については精算(返還)することとされているが、平成 28 年度は不用額が発生していない。

表(2) 利用料金等収納実績

(単位：円)

区 分	収入額	基準額	納付額
利 用 料 金 等 収 入	18,505,651	21,056,200	0
内 訳	施 設 利 用 料 金	7,197,300	
	賄 利 用 料 金	10,819,979	
	そ の 他 収 入	488,372	

※ 指定管理者は利用料金等収入が基準額を超えた場合、その超えた部分の 1/2 を区に支払うこととされている。平成 28 年度は、利用料金等の収入額が基準額を超えないため納付額は生じない。

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

10 社会福祉法人 上智社会事業団 (荒川区立南千住保育園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区立南千住保育園(以下「南千住保育園」という。)の指定管理者である社会福祉法人上智社会事業団(以下「上智社会事業団」という。)は、事務所を荒川区町屋四丁目9番10号に置き、昭和27年5月1日に設立された法人である。

上智社会事業団は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、第1種及び第2種社会福祉事業を行っている法人である。

(1) 指定管理業務

①南千住保育園の指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

- ア 入所児童の生活指導、保健衛生その他児童の処遇に関すること。
 - イ 施設、付属設備及び備品の保全に関すること。
 - ウ 施設内の清潔の保持、整頓その他の環境整備に関すること。
 - エ 災害の防止に関すること。
 - オ 施設の経理を行うこと。
 - カ その他、区と指定管理者の協議の上、定められた事務に関すること。
- 南千住保育園の入所児童数は次表のとおりである。

平成29年3月31日現在

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
10名	30名	29名	34名	34名	30名	167名

(2) 施設の職員体制

南千住保育園の常勤者の職員体制は、園長1名、保育マネージャー1名、保育士25名、看護師1名、栄養士1名その他7名である。

2 区との財政援助等の関係

区は、上智社会事業団に対して、南千住保育園の指定管理業務に要する経費として指定管理料を支出している。それ以外に、区内の保育園へ指定管理料、私立保育園等へ扶助費、また、緊急一時保育事業へ委託料を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 上智社会事業団

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか

イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

ア 上智社会事業団に対する指導監督は適切か

イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

2 監査の範囲

平成28年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

(1) 上智社会事業団 平成30年1月16日（監査委員・事務監査）

(2) 子育て支援部 平成30年1月16日（監査委員・事務監査）

第3 監査の結果

平成28年度の指定管理料の実績は次表のとおりである。

（単位：円）

指定管理料		270,369,002
内訳	28年4月分	20,055,350
	28年5月分	19,982,950
	28年6月分	19,968,150
	28年7月分	19,957,350
	28年8月分	28,337,857
	28年9月分	19,968,550
	28年10月分	19,957,750
	28年11月分	27,436,690
	28年12月分	27,945,946
	29年1月分	19,872,490
	29年2月分	26,142,810
	29年3月分	20,743,109

※29年3月分は、精算額△8,000円を含む。

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

